

第3期

男鹿市地域福祉計画

—認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり—

令和2年(2020年)3月
男 鹿 市

はじめに

認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり

本市では、平成22年度に「男鹿市地域福祉計画」を策定し、市民の皆様とともに、福祉のまちづくりを進めてまいりました。

27年度に計画の見直しを行い、第3期となる今期は、「男鹿市総合計画」及び関係計画との整合を図りながら、「第2期男鹿市地域福祉計画」で掲げた基本理念「認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり」を継承しつつ、地域福祉を取り巻く変化や現状を踏まえ、「第3期男鹿市地域福祉計画」を策定いたしました。

近年、住民や地域が抱える地域福祉の課題は、少子高齢化や核家族化によるライフスタイルや価値観の多様化により、地域のつながりが希薄化するなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。また、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の狭間にある課題など、地域の課題はますます多様化・複雑化しています。

このような状況を踏まえ、これからの福祉は、高齢者、児童、障がいのある人などの各福祉分野の内容充実に加え、複合的な福祉課題に対応する包括的な支援体制と分野横断型の取組が重要になります。

本計画の基本理念は、国が提唱している「地域共生社会」を実現するためのものであり、そのため、市民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら住み慣れた地域で心豊かに幸せに暮らせるよう社会づくりに取り組んでまいりますので、今後とも、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたり慎重にご審議頂きました男鹿市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を頂きました多くの皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

男鹿市長 菅原 広二

目 次

第1章 計画策定の概要

【計画策定の趣旨】	1
【計画の位置づけ】	4
【計画の期間】	5

第2章 男鹿市の現状と課題

【本市における地域福祉を取りまく現状について】	6
【計画の課題】	11

第3章 計画の基本的な考え方

【計画の基本理念】	13
【計画の基本目標】	14
【施策の体系】	15
【圏域の考え方】	16

第4章 施策の展開

【第3期男鹿市地域福祉計画関係図】	17
基本目標1 みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり	18
基本目標2 丸ごと相談ができるしくみづくり	22
基本目標3 住み慣れた地域で安心安全に暮らせる地域づくり	26

第5章 計画の推進と進捗管理

【推進体制の考え方】	30
【計画の進捗管理】	31

資料編

【計画策定までのスケジュール】	32
【男鹿市地域福祉計画策定委員会設置要綱】	33
【男鹿市地域福祉計画策定委員会名簿】	34

第1章 計画策定の概要

【計画策定の趣旨】

本市では、平成27年3月に「第2期男鹿市地域福祉計画」を策定し、「認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり」を目指し、地域福祉の増進を図ってきました。

そのなかで、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行に伴い、社会福祉法の一部が改正され、これにより市町村は「地域住民等（※注1）並びに支援関係機関（※注2）による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるもの」とされました。

この理念を実現するための具体的な方向性を示し、支え合い、誰もがつながる共生社会の地域づくりを目指し「第3期男鹿市地域福祉計画」を策定するものです。

また、本計画には、新たに成年後見制度利用促進、再犯防止等の推進及び生活困窮者自立支援についても盛り込むこととしております。

※注1…地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者

※注2…地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関

○社会福祉法より抜粋

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（「以下「地域住民等」という。」）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される支援を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力をもとめることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

○成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯の防止等の推進に関する法律より抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市

町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するよう努めなければならない。

○市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成 26 年 3 月 27 日社援 0327 発第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知）より抜粋

生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

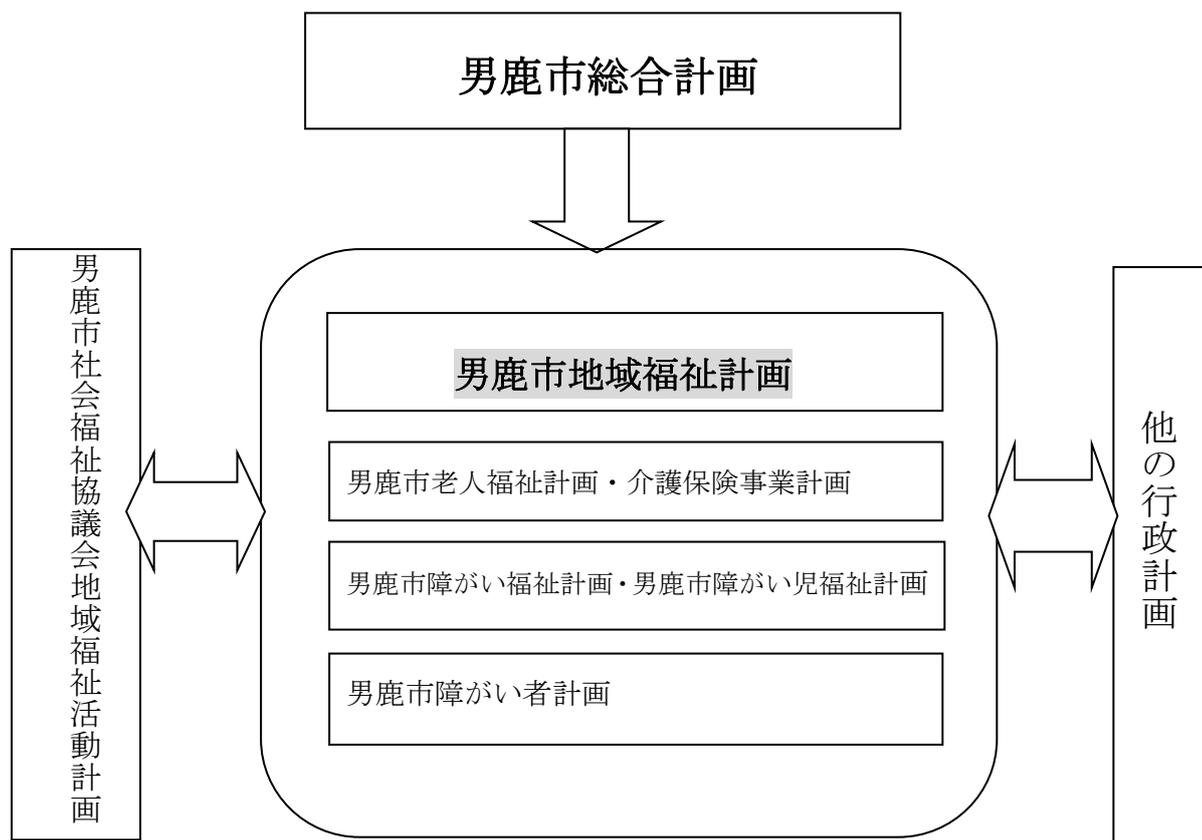
1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
4. その他の留意事項

【計画の位置づけ】

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づくもので、「男鹿市総合計画」を上位計画として地域福祉の推進を具体的に進めていくための基本計画です。

この計画は、福祉の分野ごとに作成される部門別計画の上位計画となるとともに、市民、事業者（所）、社会福祉協議会および各種団体と行政が手を携え、互いに協力し、協働で活動する上での指針となるものです。

また、福祉の分野別計画以外の諸計画と整合性を図るとともに、男鹿市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉活動の充実と活性化を図っていきます。



【計画の期間】

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
		第3期男鹿市地域福祉計画						
		第7期男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画		第8期男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画				
		第5期男鹿市障がい者計画						
		第5期男鹿市障がい福祉計画・第1期男鹿市障がい児福祉計画		第6期男鹿市障がい福祉計画・第2期男鹿市障がい児福祉計画				
			第3期男鹿市社会福祉協議会地域福祉活動計画					

第2章 男鹿市の現状と課題

【本市における地域福祉を取りまく現状について】

(1) 人口の推移と地区別人口および世帯数

男鹿市の人口は、平成26年度に30,035人であったところ、平成30年には27,361人と5年間で2,674人減少しています。

地区別人口および世帯数は、いずれも船川地区が最も高くなっています。また、1世帯あたりの人員は船越地区が最も高く2.33人、男鹿中地区が最も低く1.77人となっています。

住民登録人口

地区	世帯数(世帯)	人口(人)			1世帯あたり人口(人)
		総数	男	女	
船川	3,108	6,156	2,879	3,277	1.98
椿	372	725	348	377	1.95
戸賀	239	426	188	238	1.78
北浦	1,259	2,492	1,173	1,319	1.98
男鹿中	625	1,105	574	531	1.77
五里合	619	1,416	676	740	2.29
脇本	1,884	4,104	1,956	2,148	2.18
船越	2,422	5,639	2,637	3,002	2.33
若美	2,420	5,298	2,530	2,768	2.19
合計	12,948	27,361	12,961	14,400	2.11

出典:R1 市勢統計要覧

(平成31年3月末現在)

(2) 高齢者及び高齢化率の推移

60歳以上の人口は減少していますが、65歳以上の人口は年々増加傾向にあります。

高齢者人口及び高齢化率の推移

(単位:人、%)

区分 年度	総人口	60歳以上	比率	65歳以上	比率	70歳以上	比率
26	30,035	14,864	49.5	11,882	39.6	8,883	29.6
27	29,435	14,900	50.6	12,167	41.3	8,864	30.1
28	28,777	14,835	51.6	12,231	42.5	8,976	31.2
29	28,133	14,802	52.6	12,352	43.9	9,143	32.5
30	27,361	14,692	53.7	12,345	45.1	9,282	33.9

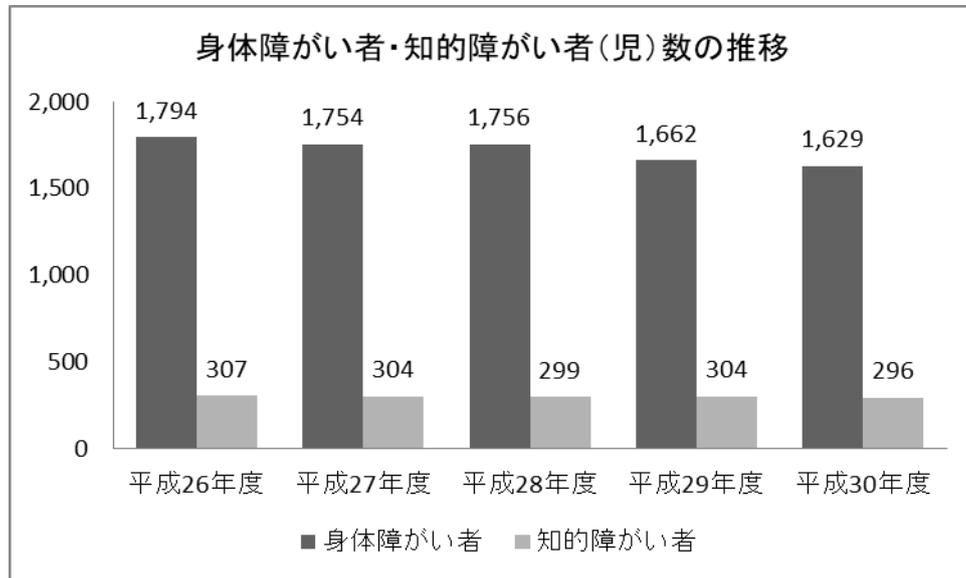
出典:R1 男鹿の福祉

(各年度3月31日現在)

(3) 障がい者の推移

身体障がい者は年々減少しており、知的障がい者は横ばいの状態にあります。

(単位:人)

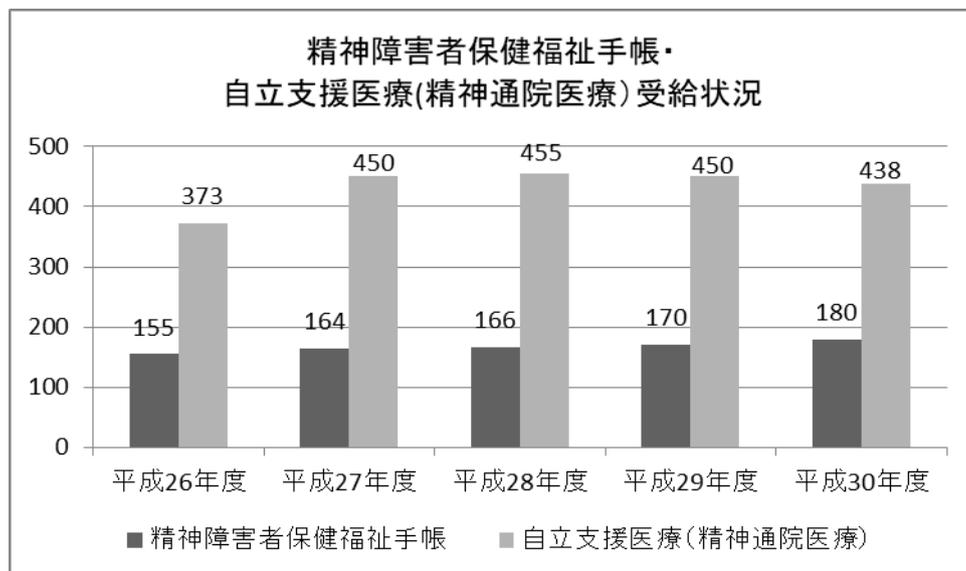


市福祉課調べ

(各年度 3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳の所持者は微増傾向にあります。

(単位:人)



出典:R1 男鹿の福祉

(各年度 3月31日現在)

(4) 出生数の推移

本市の出生数は平成 26 年度は 119 人、平成 30 年度は 76 人となっており、減少傾向にあります。

市の年度別出生数の状況

(単位:人)

地区 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
船川	19	27	20	20	16
脇本	17	17	9	18	9
船越	45	32	40	30	28
五里合	2	1	5	3	3
男鹿中	0	2	1	2	1
北浦	10	4	6	9	3
戸賀	2	0	1	0	0
若美	24	20	23	15	16
計	119	103	105	97	76

市福祉課調べ

(各年度 3 月 31 日現在)

(5) 保育園・幼稚園の入園の推移

平成 27 年度の保育園入園児童数は 473 人、幼稚園入園児童数は 81 人となっています。保育園、幼稚園の入園児童数は、いずれも減少傾向にあります。

保育園・幼稚園年度別入園状況

(単位:人)

施設 \ 年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
認可 保育園	船川	100	109	110	100	91
	脇本	94	94	98	82	81
	船越	139	141	149	163	150
	五里合	14	11	15	15	14
	北浦	36	40	35	30	22
	若美南	75	76	70	58	56
	玉ノ池	15	11	9	12	14
	計	473	482	486	460	428
公立 幼稚園	若美	30	33	27	24	16
	計	30	33	27	24	16
私立 幼稚園	いづみ	51	43	50	47	47
	計	51	43	50	47	47

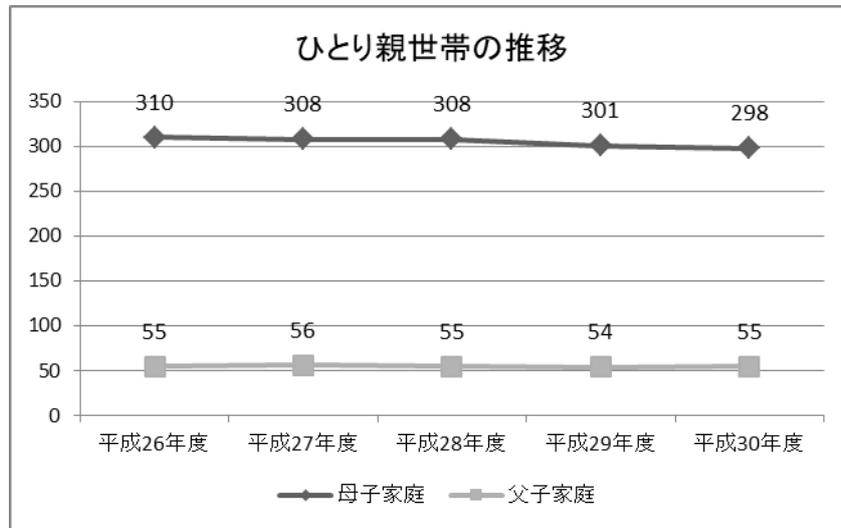
出典:R1 男鹿の福祉

(各年度 4 月 1 日現在)

(6) ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭は横ばいの傾向にあります。

(単位:人)



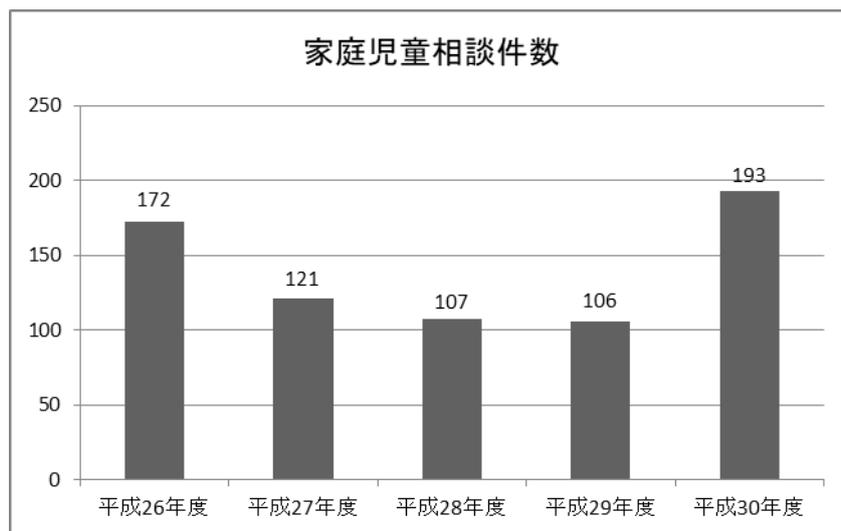
出典: R1 男鹿の福祉

(各年度 8 月 1 日現在)

(7) 家庭児童相談の状況

家庭児童相談は、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて減少傾向にありましたが、平成 30 年度には件数が大幅に増加しています。これは、全国で発生した深刻な児童虐待事件によって社会的関心が高まり、通報が増えたことが主な要因と考えられます。

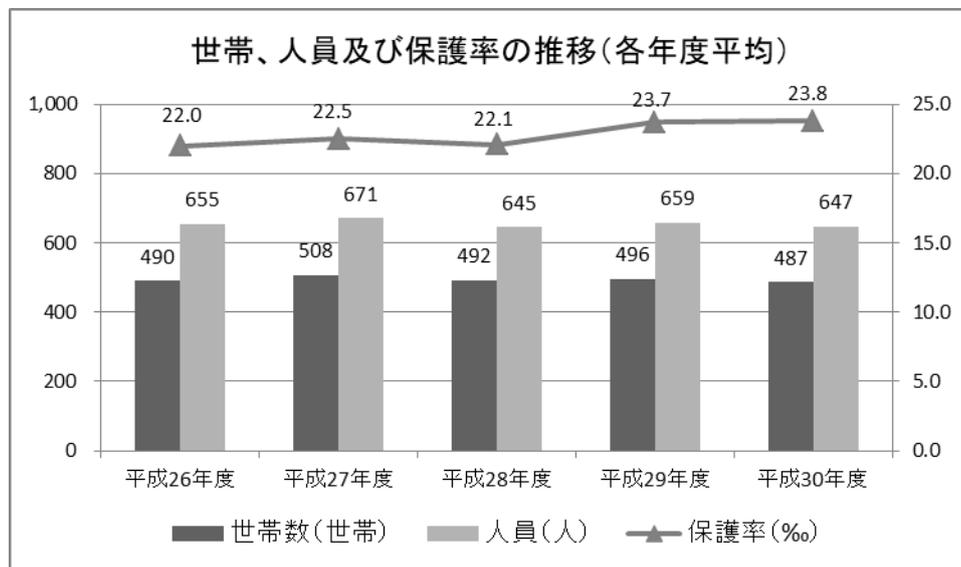
(単位:件)



出典: R1 男鹿の福祉

(8) 生活保護の受給状況

生活保護の世帯、人員は減少傾向にありますが、保護率の推移については、微増傾向にあります。

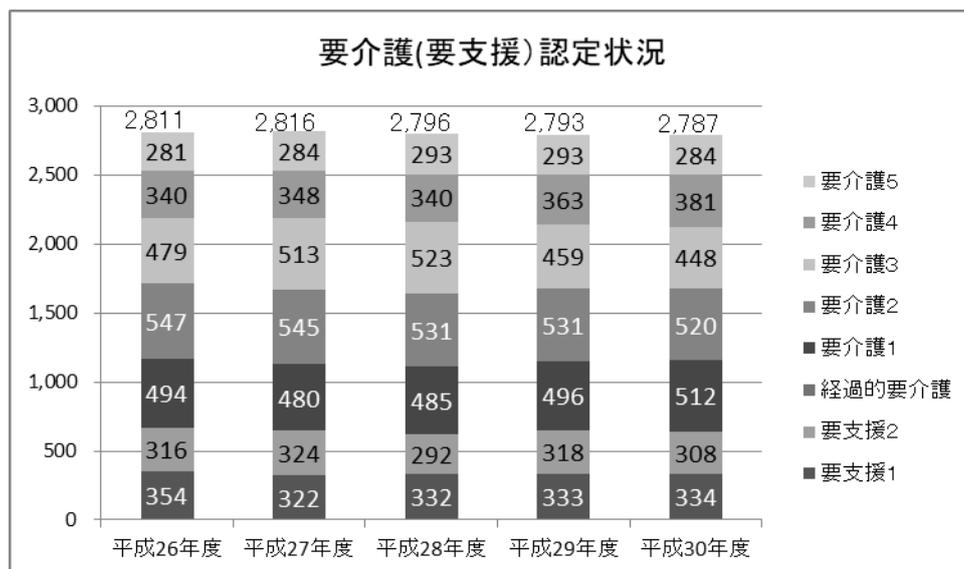


出典: R1 男鹿の福祉

(9) 介護保険認定者の推移

要介護(要支援)認定状況は横ばいになっています。

(単位: 人)



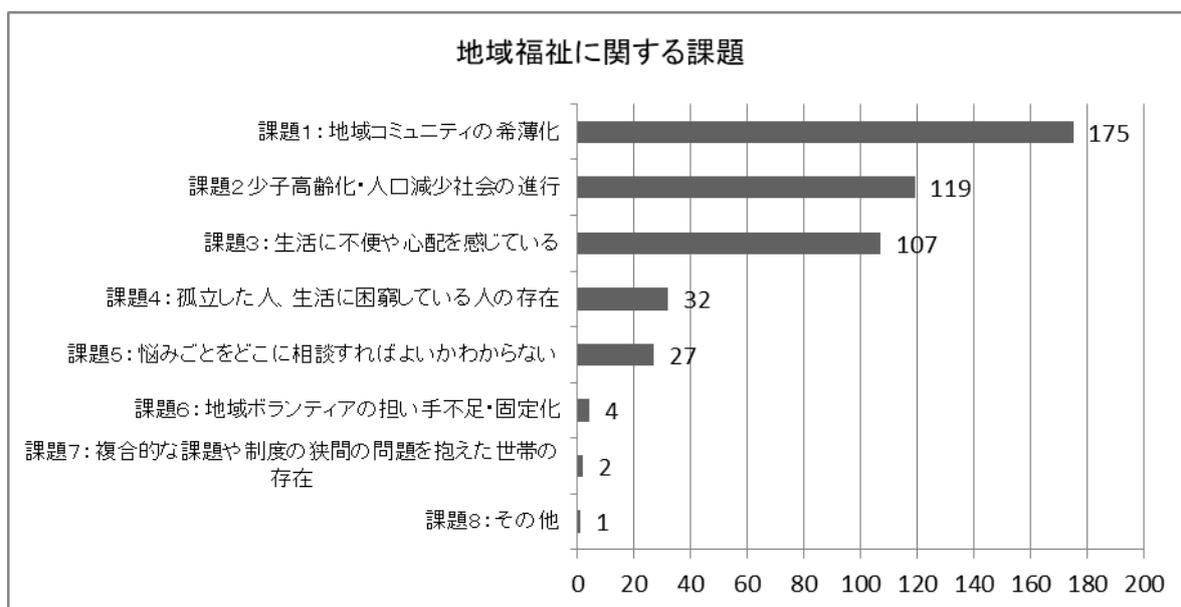
出典: R1 男鹿の福祉

(各年度3月31日現在)

【計画の課題】

「第3期男鹿市地域福祉計画」策定に向けて、平成30年11月、平成31年2月に、市内地域福祉事業所の職員を対象とした地域福祉計画策定意見交換会を開催しました。

また、平成31年2月に男鹿市民生委員児童委員を対象とした、地域福祉に関するアンケート調査を、令和元年5月から6月にかけては市内福祉事業者を対象とした成年後見制度のアンケート調査を実施し、意見交換会とアンケート結果を踏まえ、以下のとおり地域福祉に関する課題1から7までを整理しました。



課題1：地域コミュニティの希薄化

- ・地域内の交流や近所付き合いが少なくなっている。
- ・地域の中で気軽に集まれる場が少ない。

課題2：少子高齢化・人口減少社会の進行

- ・一人暮らしの高齢者などが多く、災害時や緊急時の配慮が必要。
- ・若い人や子どもが少ない。

課題3：生活に不便や心配を感じている

- ・買い物、通院の時に交通手段が少ない。
- ・空き家が多く災害があった際の対応の必要がある。

課題4：孤立した人、生活に困窮している人の存在

- ・高齢で生活困窮者の存在。

課題5：悩みごとをどこに相談すればよいかわからない

- ・悩みごとをどこに相談すれば良いのかわからない。
- ・成年後見制度を市民に対してこれまで以上に浸透させる機会が必要。

課題 6：地域ボランティアの担い手不足・固定化

- ・地域の自治会活動も若い人が少なく、参加する人がいつも限られている。
- ・色々な催事をしていても参加する人が限定されている。

課題 7：複合的な課題や制度の狭間の問題を抱えた世帯の存在

- ・高齢の親と働いていない独身の 50 代の子が同居している世帯、いわゆる「8050」問題の存在。

➡課題 1 から 7 までを踏まえ、第 3 期男鹿市地域福祉計画の基本理念、基本目標を次ページのとおりに設定しました。

第3章 計画の基本的な考え方

【計画の基本理念】

「認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり」

第2期計画の基本理念を継承しながら、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合いつながっていくことで、誰もが地域で生き生きと暮らせる共生社会を目指します。

地域住民が「他人事」を「我が事」としてとらえる意識の醸成を図り、丸ごと（包括的）に支援する体制づくりと、切れ目のない支援を目指します。

【計画の基本目標】

1. みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり

- ・誰もが役割をもちながら、自分たちの暮らす地域を自分たちでともにつくる、地域共生社会を目指します。
- ・社会福祉協議会と連携して、地域住民とともに地域の生活課題を掘り起こし、ニーズに対する活動を行います。

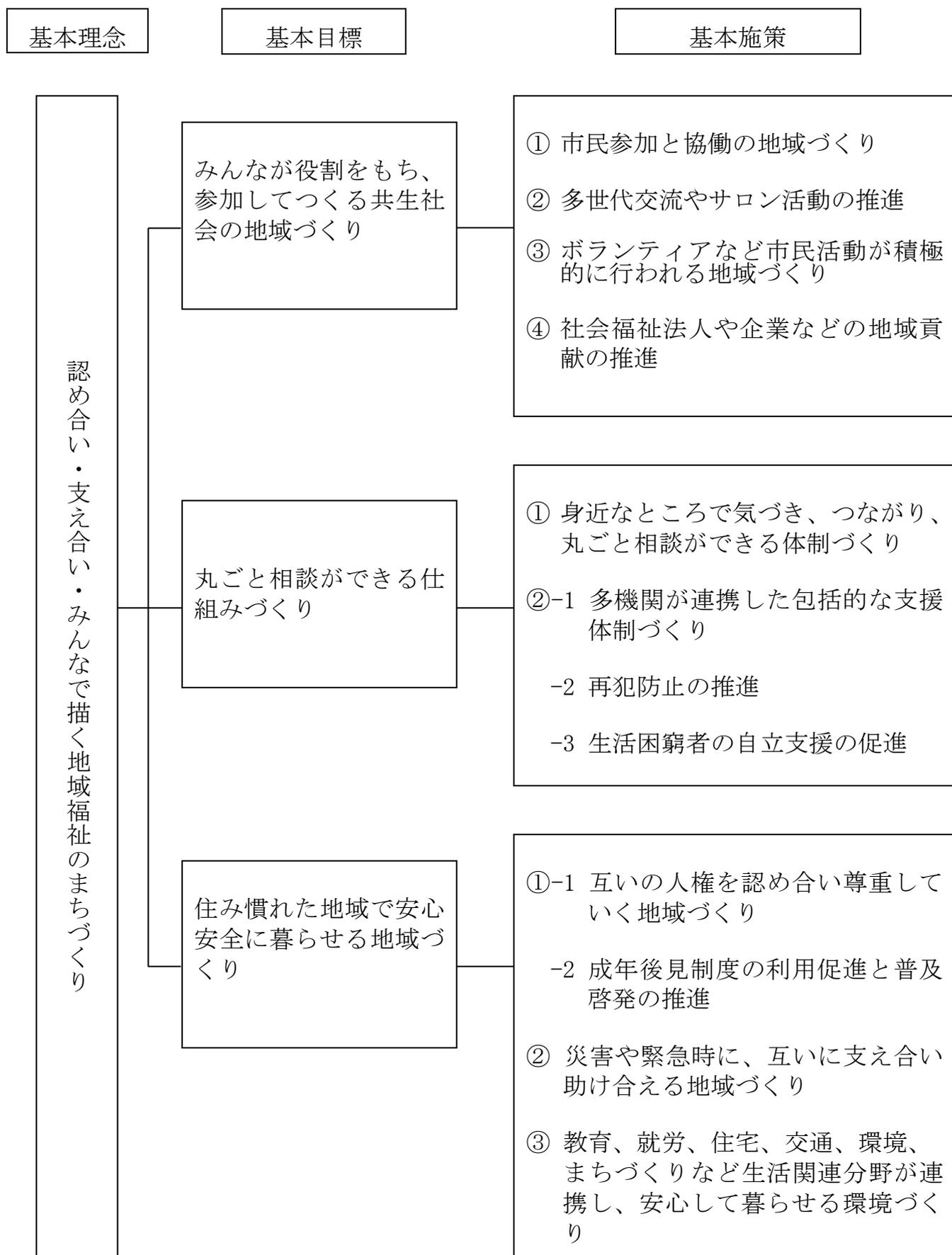
2. 丸ごと相談ができる仕組みづくり

- ・誰もが他人事を「我が事」として捉える意識の醸成を図ります。
- ・身近なところで相談を丸ごと受け止め、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備します。
- ・複合的で複雑な課題を抱える者に対し、関係機関が連携して課題の解決に向けた支援を行います。

3. 住み慣れた地域で安心安全に暮らせる地域づくり

- ・住民それぞれが互いの人権を認め合い尊重し、誰もが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築くために、人権教育・啓発を行うとともに、権利擁護のための制度の周知と利用援助を行います。
- ・虐待を含む養護を必要とする人の早期発見の仕組みや早期に適切な対応がとれる体制をつくります。
- ・災害時や緊急時に備えて、住み慣れた地域でお互いに助け合う意識の醸成を図ります。
- ・多様化する様々な生活課題に対して、生活関連分野が連携して課題解決に向けた取組を行います。

【施策の体系】

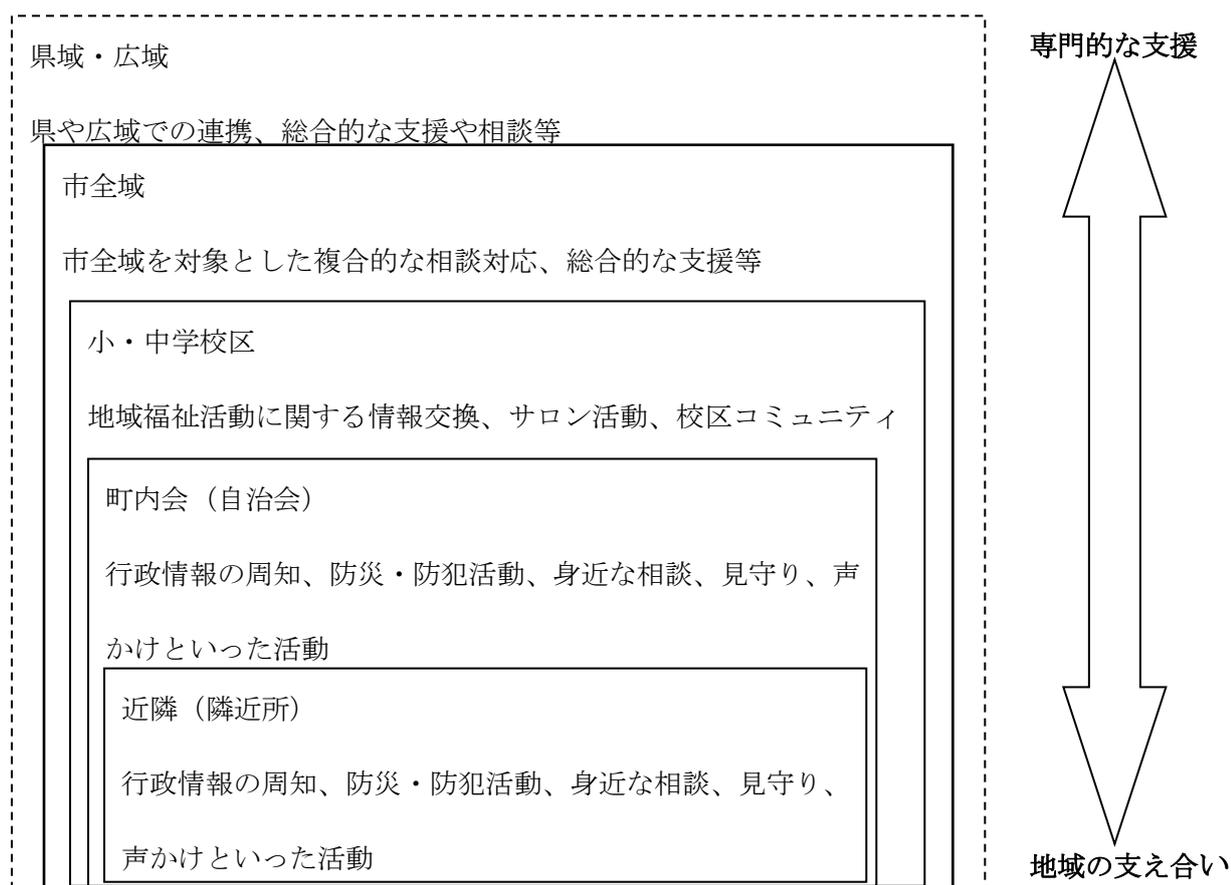


【圏域の考え方】

地域福祉活動は、地域の様々なエリア（範囲）で行われます。また、それぞれのエリアでは、その広さや大きさに応じた機能や役割があります。実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、概ね次のイメージ図のように整理することができます。

本計画においては、地域福祉活動を推進するための「地域」の範囲を「近隣（隣近所）町内会（自治会）、小・中学校区、市全域」とし、各圏域内でつながりを深め、各圏域間が重層的に連携していくことを目指します。

また、市では解決が難しく専門的な支援を必要とする課題や、身近な地域では対応が困難な課題は圏域をまたがる県域・広域において支援していく必要があります。



第4章 施策の展開

第3期男鹿市地域福祉計画関係図



【基本目標 1】 みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり

【基本施策】

①市民参加と協働の地域づくり

誰もが役割をもちながら、自分たちが暮らす地域は自分たちでつくる共生社会を目指します。社会福祉協議会と連携して、地域住民と一緒に地域生活課題を掘り起こし、ニーズに対する「たすけあい活動」をつくります。

【市の取組】

- ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（福祉課）
- ・心や体の健康に関する情報の発信と健康づくりの場の提供（健康子育て課）
- ・地域福祉座談会の実施（社会福祉協議会）

◆市民ができること◆

- 自分たちが暮らす地域の情報を、積極的に知ろうとする意識を高める。
- 地域にある様々な生活課題・問題を各自が自分自身の問題として受け止め、解決のために何ができるのかを一緒に考える。
- 積極的に地域の行事に参加する。

②多世代交流やサロン活動の推進

住民に身近な場所で子どもから高齢者まで一緒に集える場やサロンの展開を図り、「気軽に行ける場所」「誰かと話せる場所」「人と触れ合える場所」を増やし、お互いに支え合う仕組みを創出していきます。

【市の取組】

- ・生き生き介護予防教室（介護サービス課）
- ・住民主体の通いの場の拡大（介護サービス課）
- ・市民ボランティアによる心や体の健康づくりに寄与するサロン活動等の居場所づくりの支援（健康子育て課）
- ・コミュニティスクールの推進と地域間交流の機会充実（学校教育課）
- ・地域と学校が相互に連携・協働しながら、子どもたちの成長を支える活動の充実（生涯学習室）

◆市民ができること◆

- サロン活動や交流活動を積極的に企画・運営する。
- 地域で普段からあいさつ、声かけを心がける。
- お互いにサロン活動や交流活動に誘い合う。

③ボランティアなど市民活動が積極的に行われる地域づくり

ボランティア団体の活動を活用し、地域生活課題を解決する取組やコミュニティ活動の活性化を図ります。

【市の取組】

- ・介護予防自主グループ支援（介護サービス課）
- ・体や心の健康づくりを推進する人材の育成と活動支援（健康子育て課）
- ・近年多発している地震や水害などに備えた災害ボランティアの登録の促進（社会福祉協議会）
- ・男鹿市内の施設へのボランティアニーズの把握と情報提供（社会福祉協議会）

◆市民ができること◆

- ボランティアとして、自分に何ができるかを考える。
- 積極的にボランティア活動に参加する。

④社会福祉法人や企業などの地域貢献の推進

社会福祉法人などの地域貢献を活用し、地域生活課題を解決する取組やコミュニティ活動の活性化を図ります。

【市の取組】

- ・社会福祉法人や企業などが協議できる場の設置に向けた取組み（福祉課）

◆社会福祉法人や企業などができること◆

- 地域の福祉ニーズを積極的に把握する。
- 地域の公益的な取組みを積極的に行う。
- 地域住民の一員として、地域の行事に積極的に参加する。

【基本目標 2】丸ごと相談ができる仕組みづくり

【基本施策】

①身近なところで気づき、つながり、丸ごと相談ができる体制づくり

住民が、他人事を「我が事」として捉える意識の醸成を図ります。地域住民が身近な圏域で課題に「気づき」、専門機関につないで一緒に支援していく意識を高めます。

【市の取組】

- ・市の広報やホームページ等の広報媒体等を活用し、様々な悩みごとの相談窓口等に関する情報提供（全庁）
- ・身近なところで相談を丸ごと受け止め、包括的な支援につなぐ体制の整備（全庁）
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化と適切な関係機関による支援へのつなぎ（福祉課）
- ・認知症サポーター養成講座（介護サービス課）
- ・おがっこネウボラとして妊娠・出産・子育てに関する相談を受け付け、安心して産み育てられる支援（健康子育て課）

◆市民ができること◆

- 悩みをひとりで抱え込まず、誰かに相談する。
- 相談を傾聴する。
- 他人ごとを我が事とした意識を高める。

②-1 多機関が連携した包括的な支援体制づくり

-2 再犯防止の推進

-3 生活困窮者の自立支援の促進

＜1 多機関が連携した包括的な支援体制づくり＞

複合的な課題を抱える者に対し、関係機関が連携して課題解決に向けた包括的支援を提供します。

【市の取組】

- ・保健、医療、福祉に関する計画等における施策を踏まえつつ、各種委員会、協議会等において関係機関が連携し、対象者が抱える複合的課題に関する具体的な対応策の協議（健康子育て課、福祉課、介護サービス課、学校教育課、男鹿みなと市民病院）
- ・心の問題、健康問題、経済・生活問題、法律問題、福祉問題、労働問題など、相談対応の充実を図り、相談機関の連携の促進（全庁）
- ・それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい、労働等）に応じて、関係機関が連携を図りながら相談に対応（全庁）
- ・複数の慢性疾患に加え、認知機能やひきこもり等社会的なつながりが低下する状態になりやすい高齢者に対し、生活習慣病等の重症化予防と生活維持機能の双方を組み合わせた支援（介護サービス課・生活環境課・健康子育て課）
- ・地域で守る！早期発見ネットワーク（介護サービス課）
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進（介護サービス課）
- ・保健師、臨床心理士等、ケースに応じた専門職による電話、来所、家庭訪問等による相談（健康子育て課）

〈-2 再犯防止の推進〉

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活するうえで複合的な課題を抱えている人など、様々な支援を必要とする人がいます。そのような人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会に復帰することができるよう、立ち直りを支える社会を実現するために、関係機関と連携しながら、就労と居場所の確保による支援並びに保健医療・福祉サービスの提供による支援に努めていきます。

【市の取り組み】

- ・関係機関と連携しながら、就労と居場所の確保による支援並びに保健医療・福祉サービスの提供による支援（全庁）
- ・保護司及び保護司会など民間協力者による活動促進（福祉課）
- ・毎年7月を強調月間とする“社会を明るくする運動”の実施並びに市内の学校訪問や作文コンテストなどの広報・啓発活動を行うなどといった、犯罪非行防止と青少年健全育成の推進（福祉課・生涯学習室・保護司会）

<-3 生活困窮者の自立支援の促進>

制度のはざまなどで生活困窮に落ち込むことがないように、生活困窮者の早期発見に努め、自立のための支援ができる体制づくりを促進します。

【市の取り組み】

- ・関係機関と連携しながら、就労と居場所の確保による支援並びに保健医療・福祉サービスの提供による支援（全庁）
- ・生活困窮者の早期把握のため、多岐にわたる関係機関との連携による情報の把握と、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員等の地域ネットワークと連携して把握に努める（福祉課）
- ・自立相談支援事業、住宅確保給付金事業の推進（福祉課）

◆市民ができること◆

- 身近に生活に困った人がいれば、相談を促したり、関係機関と地域で一緒に支援することを心がける。
- 普段からの声かけ、あいさつなどから、地域で孤立する世帯がないようお互いに気づき合えるように心がける。

【基本目標 3】 住み慣れた地域で安心安全に暮らせる地域づくり

【基本施策】

① -1 互いの人権を認め合い尊重していく地域づくり

-2 成年後見制度の利用促進と普及啓発の促進

<-1 互いの人権を認め合い尊重していく地域づくり>

住民それぞれが互いの人権を認め合い尊重し、誰もが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築くために、人権教育・啓発を行うとともに、権利擁護のための制度の周知と利用援助を行います。

虐待を含む養護を必要とする人の早期発見の仕組みや適切な対応がとれる体制をつくりまします。

【市の取り組み】

- ・秋田人権擁護委員協議会等外郭団体と連携を図りながら住民への人権教育・啓発（総務課）
- ・市内小学校への人権の花運動及び小中学校等への人権教室の実施（総務課・学校教育課）
- ・児童や高齢者、障がい者への虐待及びDVに対し、早期発見と早期解決を図るために、住民や保育所（園）、幼稚園、学校、医療機関及び関係機関との連絡通等体制の構築（福祉課・介護サービス課・健康子育て課・学校教育課・男鹿みなと市民病院）
- ・虐待等への迅速な対応がとれるよう、児童虐待に関しては男鹿市要保護児童対策地域協議会が設置され、障がい者虐待については男鹿市障がい者虐待防止センターが、高齢者虐待については男鹿市地域包括支援センターが、それぞれ中心となった関係機関による連携と支援（福祉課・介護サービス課）
- ・虐待が発生した場合、速やかな対応が可能となるよう関係機関との連携強化と虐待防止のための啓発活動（福祉課・介護サービス課）

<-2 成年後見制度の利用促進と普及啓発の促進>

市では、令和元年5月から6月にかけて、市内福祉施設・事業所を対象に成年後見制度のアンケート調査を行いました。その中で、施設・事業所の利用者とその家族で、成年後見制度を知らない人が多い、制度を市民に対してこれまで以上に周知することが必要という意見がみられました。

【市の取り組み】

- ・成年後見制度に関する知識や理解の普及啓発（福祉課・介護サービス課）
- ・成年後見制度の利用促進（福祉課・介護サービス課）
- ・必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた取り組み（福祉課・介護サービス課）

◆市民ができること◆

- 近隣に関心をもち、声かけやあいさつなどから、孤立する世帯がないように心がける。
- 困っている方がいれば、相談できる機関を伝える。
- 地域で「暴力・虐待を許さない意識」を高める。

②災害や緊急時に、互いに支え合い助け合える地域づくり

災害時や緊急時に備えて、住み慣れた地域でお互いに助け合う意識の醸成を図ります。

【市の取り組み】

- ・ 自主防災組織の育成強化（総務課危機管理室）
- ・ 総合防災訓練や防災講習会、防災リーダー認定講習会の実施（総務課危機管理室）
- ・ 災害発生時に迅速かつ安全な避難を行うための、ハザードマップ等の作成及び周知と避難看板・避難経路上の環境整備（総務課危機管理室）
- ・ 災害時における要援護者避難支援の体制整備（福祉課）
- ・ 個人情報の取扱いに十分に配慮した災害時避難行動要支援者名簿の更新（福祉課）
- ・ 福祉避難所の体制整備（福祉課）
- ・ 地域ごとの福祉マップの作成の推進と支援（社会福祉協議会）

◆市民ができること◆

- 近所同士普段から、あいさつや声かけを心がける。
- 災害に備えて、普段から必要な非常用品を準備する。
- 地域での防災訓練に積極的に参加する。
- 災害時に自分ひとりでは避難できない方（要援護者）を地域で把握し、災害時に助け合う体制づくりを考える。
- 男鹿市防災情報等メール配信サービスへの登録。
- ハザードマップで、地域の災害リスクを把握し避難経路を確認する。

③教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活関連分野が連携し、 安心して暮らせる環境づくり

多様化する様々な生活課題に対して、生活関連分野が連携して課題解決に向けた取り組みを行います。

【市の取り組み】

- ・ 需要に対応した公共サービスの提供（企画政策課）
- ・ 住民と連携し、協働することによる住民主体の交通まちづくり（企画政策課）
- ・ 危険空き家対策の推進（総務課危機管理室）
- ・ 生活支援体制整備の推進（介護サービス課）
- ・ 男鹿市就業資格取得支援助成金交付事業の実施による就業機会拡大の推進（男鹿まると売込課）

◆市民ができること◆

- 自分たちが暮らす地域の課題をみんなで考える。
- 自分たちができることを積極的に行う。
- お互いに支えあい、助け合う意識を高める。
- 近所のちょっとしたお手伝い（ごみ出しなど）を心がける。

第5章 計画の推進と進捗管理

【推進体制の考え方】

1. 推進体制の考え方

本計画を推進するにあたっては、市民、事業者、社会福祉協議会と行政が手を携え、互いに協力しながらそれぞれの役割を果たすことにより取り組んでいくことが求められます。

2. 市民の役割

市民一人ひとりが地域の福祉について考え、積極的に地域福祉活動に参画していくことが必要です。お互いに助け合い、支え合いながら、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから、具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

3. 事業者（所）の役割

福祉サービスの担い手として、市民の多様なニーズに応えると共に、サービスの質の向上に努めるほか、専門的なサービスの提供や助言などを積極的に行います。

地域社会に貢献し、公益的な事業に積極的に取り組むよう努めます。

3. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、市と共に、地区社会福祉協議会をはじめ、町内会、民生児童委員、ボランティアや福祉施設等との連携をさらに深め計画を推進していきます。

4. 市の役割

市は全庁的な体制のもと、横断的な視点で各事業を実施するとともに、関係機関と連携しながら計画の推進に努めます。

市民の地域福祉活動への参画を促進するため、参加機会の提供の充実に努めます。

市民に福祉サービスや施策の情報が伝わるように周知や広報に努めます。

【計画の進捗管理】

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。

計画の最終年度である令和6年度（2024年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。

資料編

【計画策定までのスケジュール】

日程	内容
平成 30 年 11 月 13 日	第 3 期男鹿市地域福祉計画意見交換会（第 1 回） 出席者 17 名 （地域福祉計画の概要並びに地域福祉に関わる行政の現状や取組について グループワーク（地域福祉の現状ともっとこうしたら良いと思う事について発表）
平成 31 年 1 月～2 月	地域福祉に関するアンケート調査民生児童委員を対象に実施 調査対象数 130 回収数 121 回収率 93%
平成 31 年 2 月 18 日	第 3 期男鹿市地域福祉計画意見交換会（第 2 回） 出席者 16 名 （地域福祉計画の概要並びに地域福祉に関わる行政の現状や取組について グループワーク（地域福祉の現状ともっとこうしたら良いと思う事について発表）
令和元年 5 月～6 月	市内福祉事業所を対象に実施 調査対象数 41 回収数 26 回収率 63.4%
6 月 27 日	地域福祉計画策定委員会（第 1 回） （委員委嘱・計画の概要並びにアンケート調査について）
10 月 24 日	地域福祉計画策定委員会（第 2 回） （計画の各論について）
令和 2 年 1 月 16 日	地域福祉計画策定委員会（第 3 回） （地域福祉計画素案について）
2 月 20 日	地域福祉計画策定委員会 （第 4 回）（男鹿市地域福祉計画本案について）
3 月	市議会へ報告 第 3 期男鹿市地域福祉計画策定

【男鹿市地域福祉計画策定委員会設置要綱】

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、男鹿市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、男鹿市地域福祉計画の原案の策定のために必要な事項に関することについて協議をするものとする。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 社会福祉関係事業者
- (5) 地域住民
- (6) その他必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、福祉事務所に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【男鹿市地域福祉計画策定委員会名簿】

番号	役 職	所 属	氏 名
1	委員長	男鹿地区保護司会 会長	高桑 和雄
2	副委員長	男鹿市主任児童委員 代表	角崎 セル子
3	委員	男鹿市身体障害者協会 会長	薄田 正信
4	委員	男鹿市民生児童委員協議会 副会長	小野 準一郎
5	委員	男鹿市老人クラブ連合会 副会長兼事務局長	江島 昭光
6	委員	男鹿市手をつなぐ育成会 事務局長	加藤 恵美子
7	委員	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会 若美福祉拠点センター長	目黒 正樹
8	委員	社会福祉法人若美さくら会 特別養護老人ホーム和幸苑 施設長	水戸瀬 重孝
9	委員	秋田人権擁護委員協議会 人権擁護委員	吉田 諭
10	委員	市民代表	眞野 ミチ
11	委員	男鹿みなと市民病院 看護部長	水野 淳子
12	委員	男鹿市地域包括支援センター 主幹	船木 晶子
13	委員	男鹿市健康子育て課 主任	加賀谷 朱美
14	委員	男鹿市福祉課 主事	金子 望実

第 3 期 男鹿市地域福祉計画

令和2年(2020年) 3 月

発行 男鹿市

編集 男鹿市 市民福祉部 福祉課

〒010-0595

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

電話 0185-24-9117

FAX 0185-32-3955

HP <http://www.city.oga.akita.jp/>